

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

100百万円(107百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進のため、PCB特別措置法に基づき保管事業者等から都道府県等に毎年度届け出されたPCB廃棄物の保管等の情報を集約することにより、全国の保管等状況を適切に把握する。

PCB廃棄物のうち、PCBを使用したトランス等で処理過程において漏洩のおそれがある物及び運搬が困難な物等、その処理が困難なPCB廃棄物の実態把握及び処理方策検討等を通じて、処理の本格化を図る。

PCBを使用していないとする廃電気機器等でその絶縁油が微量のPCBに汚染されたもの(微量PCB汚染廃電気機器等)及びその他の微量のPCBを含む廃棄物の処理について、中央環境審議会の取りまとめ報告を踏まえ、当該廃棄物の処理体制の整備等に必要な取組を推進する。

2. 事業計画

(1) PCB廃棄物データベースの構築・運営

- ・全国のPCB廃棄物の保管等状況に関する届出情報のデータベースを作成し全国のPCB廃棄物の保管量等を集計する。

(2) 処理困難なPCB廃棄物適正処理推進事業

- ・処理困難なPCB廃棄物の実態調査を実施するとともに、保管場所等での処理試験を実施し、当該廃棄物の安全かつ確実な処理の手順及び課題等を整理しとりまとめる。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等の適正処理推進事業

- ・微量PCB汚染廃電気機器等及び微量のPCBを含むその他の廃棄物について処理の実証試験を実施するとともに、絶縁油中の微量PCB簡易測定法について最新知見の収集等を行う。また、有識者からの意見を聴取しつつ、廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定に係る申請の審査を実施する。

3. 施策の効果

本調査の実施を通じて全国のPCB廃棄物の保管等状況の継続的な把握、処理困難なPCB廃棄物の安全かつ確実な処理の推進、微量PCB汚染廃電気機器等及び微量のPCBを含む廃棄物の安全かつ効率的な処理体制の構築が図られる。

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

背景

PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理に資する情報収集等

- ・ PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等状況の適切な把握の必要性

廃棄物の特性を踏まえた安全かつ効率的な処理の推進

PCBを使用した高圧トランス等のPCB廃棄物

日本安全事業株式会社による拠点的広域処理施設による処理

漏洩の恐れのあるもの、大型や設置場所等の制約から運搬が困難な物等の取扱が課題

微量PCB汚染廃電気機器等

中央環境審議会における処理方策に関するとりまとめ報告を踏まえた取組

無害化処理認定の審査、処理の安全性確認の実証、簡易測定法の活用等の必要性



トランス

事業内容

PCB廃棄物データベースの構築・運営

- ・ 全国のPCB廃棄物の保管等状況に関するデータベースの作成及び届出情報の集計・公表等

処理困難なPCB廃棄物の適正処理推進事業

- ・ 処理困難なPCB廃棄物の実態調査及び保管場所等での処理試験の実施
- ・ 安全かつ確実な処理に必要な手順及び課題の整理

微量PCB汚染廃電気機器等の適正処理推進事業

- ・ 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理実証試験の実施及び知見の整理等
- ・ 廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定に係る申請の審査等
- ・ 絶縁油中の微量PCB簡易測定法の活用の推進に係る知見の収集等